

令和7～8年度 物品購入等入札（見積り合わせ） 参加資格審査申請の手引き

- 郵送での提出にご協力ください。
- 持参提出の場合、申請書一式の預かりはできますが、対面による審査・受付はその場では原則できませんのでご了承ください。また、この場合で書類番号8の交付を希望する場合は商号名等を記入して持参してください。

この申請手続きは、令和7年度・令和8年度に、原則として八雲町のすべての機関が発注する物品において、1回の発注額が10万円超の購入契約に係る入札（見積り合わせ）に参加を希望される方について、あらかじめ資格の有無を審査するものです。

資格審査の結果、資格者となりますと令和7～8年度の入札（見積り合わせ）参加資格者名簿に登録されます。

なお、この名簿は八雲町公式ホームページ上で公表します。（企業・商店名）

この申請は書類番号2の物品等種別表の入札（見積り合わせ）参加希望分類に掲げる物品の購入について適用されるものですが、1回の発注額が10万円以下の少額の日用雑貨、食料品、事務用品等の物品を購入する場合には対象としていませんので、10万円超の物品の入札（見積り合わせ）に参加を希望しない方は、この申請をする必要はありません。

★ 1回の発注額が10万円以下の物品等の購入については、この申請がない場合であっても、従前どおり購入します。

第1 資格審査申請書の留意事項

1 審査基準日

令和7年1月1日

2 参加できる品目 **大分類で5品目まで**

- (1) 八雲町では、**書類番号2**物品等種別表の分類に区分していますので、申請者は営業内容等を十分検討して希望する品目を大分類で5品目まで選んでください。
- (2) 許可、認可、登録等が営業に必要な場合は、それに伴う許認可等を有していることが必要です。

3 資格要件

資格登録は、次に掲げる要件を満たしているものとします。

- (1) 八雲町内に本店を有する法人及び個人で、令和7年1月1日現在において2年間の営業実績を有し、かつ直近（令和5～6年度）の町税及び消費税及び地方消費税を完納していること。
- (2) 未成年、精神の機能の障害により、契約を締結するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないこと。
- (3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
- (4) 営業に関し法律上必要とする許可、認可、登録等の資格を有する者。
- (5) その他、八雲町公式ホームページ上の「入札（見積り合わせ）参加資格関係事務処理要綱」をご確認ください。

4 申請受付期間

受付期間：**令和7年1月14日（火）から令和7年2月19日（水）まで**

受付時間：8時30分から17時15分まで（12時～13時を除く。）

※注1 受付期間終了後の申請は、受理できませんので注意してください。また、期日当日に書類不備等がある場合も不受理となりますのでご注意ください。

※注2 申請は1回限りですので、希望する品目に誤りがないか確認してください。また、細分類の品目は取り扱い実績のある物品を選択してください。

5 申請受付窓口

八雲町役場会計課会計係（電話 6 2 - 2 1 1 3）

熊石総合支所地域振興課会計係（電話 2 - 3 1 1 1）

6 資格有効期間

令和 7 年度から令和 8 年度までの 2 年間（令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日）

7 提出書類及び記載要領

入札（見積り合わせ）参加資格審査申請に必要な提出書類・・・別紙 1

書類番号 1 の「物品購入等入札（見積り合わせ）参加資格審査申請書」の記載要領はつぎのとおりです。

● 「申請人」欄

- ・個人：名称（氏名）、所在地等を記載し、請求書や入札（見積書）に使用する印鑑を押印
- ・法人：法人登記されている正しい名称及び所在地等を記載し、代表取締役印を押印

● 「1 事業所の概要」欄

- ・個人：開業年月日を記載
- ・法人：法人設立登記年月日、資本金及び従業員数（代表者を含めた本支店の合計人数）を記載

● 「2 最近 1 年間の収支決算」欄

- ・個人：基準日直前 1 年間の決算を記載
- ・法人：基準日直前の事業年度 1 年間の決算を記載

書類番号 2 の「入札（見積り合わせ）参加希望品目等（物品等種別表）」は大分類で 5 品目まで選択し 5 品目の番号に○印を付けてください。

細分類に記載している品目について、取り扱い実績のあるものに同じように○印を付けてください。（いくつでも可。必ず記載）なお、取り扱い品目が物品等種別表に記載されていない場合は、その他の品目欄に記載してください。

8 審査結果の通知

申請者に対する資格の有無は、「物品購入等入札（見積り合わせ）参加資格決定通知書」により後日通知します。

第2 変更届等の取扱い

資格の有効期間内に次の事項に変更のあったときは、速やかに変更届を提出してください（入札（見積り）通知が届かない場合があります。）

- （1）資格者の営業が相続、合併等により移転された場合
- （2）名称又は商号、組織、代表者、本店所在地等を変更した場合

第3 中間年（令和8年度）の取扱い

令和7年に資格審査申請をして参加資格を得た場合、その資格は令和7年度・令和8年度の2年間有効になるため、中間年（令和8年度）に申請する必要はありません。

ただし、物品の種別（細分類の項目を含む）を変更するときは、中間審査年に申請してください（令和8年1月に広報及びホームページで周知します。）

担当係：八雲町役場会計課会計係 電話 6 2 - 2 1 1 3

熊石総合支所地域振興課会計係 電話 2 - 3 1 1 1